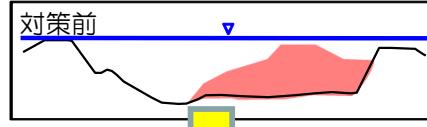
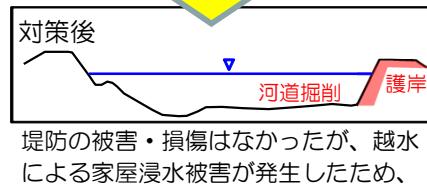
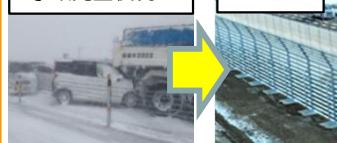


制度概要

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害が発生している状況を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算（目未定経費）。
- 本推進費は、災害を受けた地域等における災害対策事業、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における公共交通安全対策事業、早期に事業効果が發揮できる箇所における事前防災対策事業に活用可能。
- 出水期前・出水期中・出水期後の事象に対応するため、事業所管部局（他省庁を含む）の申請を受けて、再度災害防止や安全な避難経路の確保等に必要な予算を年度途中に配分。

災害対策事業		公共交通安全対策事業		事前防災対策事業	
○災害を受けた地域等において、災害復旧事業等での復旧が出来ない場合等の再度災害防止等の対策		○交通インフラ（陸上交通、海上交通等）における重大事故等が発生した場合の対策（安全性の向上）		○突発的な事象への緊急的な対策や新たな課題への追加対策。（公共交通の安全確保を含む）	
①災害復旧事業にあわせて公共土木施設等の防災機能の強化・向上を行う対策		①社会的影響の大きい事故への対策		○事前防災対策に該当する事象により、①突発事象型、②追加対策型、③課題解決型に分類される。	
<p>被災状況</p>  <p>対策後</p>  <p>被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により嵩上げを実施。</p>		<p>対策前</p>  <p>・損傷がない場合の対策</p> <p>対策後</p>  <p>堤防の被害・損傷はなかったが、越水による家屋浸水被害が発生したため、推進費により河道掘削、護岸工を実施。</p>		<p>事故発生状況</p>  <p>対策後</p>  <p>自動車専用道路において、地吹雪による死傷者を含む多重衝突事故の発生を受けて、事故発生区间に防雪柵等を設置。</p>	
③災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策		②全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策		②追加対策型 アンカーの施工範囲外に崩落性の高い地質が確認されたことから、追加対策のアンカー工を実施。	
<p>被災状況</p>  <p>対策後</p>  <p>災害復旧事業の対象とならない風化・劣化による崖崩れが発生したため、推進費により法面対策を実施。</p>		<p>盛土範囲</p>  <p>盛土による災害防止のための総点検の結果、盛土内に地すべり性のクラックが確認されたことから、崩落を防止するため、推進費により緊急的に排土工等を実施。</p>		<p>②追加対策型 アンカーの施工範囲外に崩落性の高い地質が確認されたことから、追加対策のアンカー工を実施。</p>	